

第2回地域産業活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和5年1月20日（金）14:00～15:33

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）岩下直行座長、御手洗瑞子座長代理、佐藤主光

（デジタル臨時行政調査会）金丸恭文構成員

（専門委員）青山浩子、小針美和、南雲岳彦、林いづみ、村上文洋

（事務局）林規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：村井経営局長

農林水産省：望月経営局農地政策課長

農林水産省：佐藤農村振興局農村政策部長

農林水産省：新川農村振興局農村政策部農村計画課長

農林水産省：小林大臣官房政策課長

4. 議題：

（開会）

1. 農地制度に関する規制改革のフォローアップ（「農地法制の在り方に関する研究会」のヒアリング等）

2. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○事務局 それでは、規制改革推進会議第2回「地域産業活性化ワーキング・グループ」を開催させていただきます。本日はWeb会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御用意いただき、御参加をお願いします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、マイクアイコンでミュートにさせていただきようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきよう御協力をお願いいたします。

本日は、デジタル臨時行政調査会より金丸構成員が御参加予定とお伺いしております。

以後の議事進行につきましては、岩下座長をお願いします。

○岩下座長 皆さん、どうも明けましておめでとうございます。ちょっと遅いですが、本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

議題に入ります前に、去る1月13日に当ワーキングの座長代理を務めてくださっておりました規制改革推進会議の本城委員が委員を辞任されることになりましたので、本ワーキング・グループの新たな座長代理として御手洗委員に御就任いただければと思います。本人にも御承諾をいただいております。御手洗委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

○御手洗座長代理 よろしくお願ひいたします。

○岩下座長 それでは、本日の議題に入ります。

議題1は、「農地制度に関する規制改革のフォローアップ」です。本日は農林水産省さんから農地制度に関する規制改革の取組状況等についてヒアリングを行います。

それでは、農林水産省より10分程度で御説明をお願いいたします。

○村井局長 農林水産省経営局長の村井でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に「『農地法制の在り方に関する研究会』の議論の内容等について」ということで資料をお配りしているかと思ひます。私からそちらを用ひて御説明をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、表紙をめくっていただければと思ひます。委員の先生方には御案内のように、今、食料安全保障ということが大変大きな課題になっている中で、農林水産省では食料・農業・農村基本法の検証作業を始めているところでございます。農地法制につきましても、当然この基本法の検証作業は農政全般に関する検証ということになりますので、大変重要なテーマになってくると考えております。

そういった中で、おめくりいただいて、農地法制の在り方に関する研究会についてということで、この研究会の趣旨紙をつけておりますけれども、1の「趣旨」に書いてありますように、昨今の世界の食料情勢の不安定化、それから国内を見れば、多様な主体による農地の利用や営農型太陽光発電の問題もございます。こういった諸情勢を踏まえながら、今後の農地法制の在り方について幅広く具体的な検討を進めていく必要があるだろうということで、経営局長の下での研究会としてこの研究会を設置させていただいたところでございます。年末の12月12日に第1回の研究会を開催させていただいたところです。

めくっていただいて、委員名簿をつけておりますので、そちらは御参照いただければと思ひます。

さらにめくっていただきまして、1回目の研究会で説明させていただいた資料を添付させていただきます。 「農地法制をめぐる現状と課題」ということで、内容としては委員の先生方も御案内の内容が多いかと思ひますけれども、簡単に御紹介させていただきますと思ひます。

めくっていただきまして、まずは「農業者の動向」ということで、これも御案内のとおりでございますが、近年の農業者の減少あるいは高齢化の状況について御説明させていただいたということでございます。

次のページ、「最近の食料をめぐる情勢」ということで、特に昨年のロシアによるウクライナへの侵攻等の問題等もございました、また、為替レートの大きな変動ということもございました中で輸入価格が上昇する、あるいはこれは世界全体共通の課題でございますけれども、異常気象による農業生産への影響等々といったことを背景に、実際に食料の輸出規制を導入するような国も出てきているといった最近の情勢を御紹介させていただいた

ところでございます。

めくっていただきまして、「農地面積の推移」ということで、これも御案内のとおりでございます。ピーク時の昭和36年に比べて現在は約7割、令和4年で433万ヘクタールになっているということでございます。

めくっていただきまして、この農地の減少という状況があるわけでございますけれども、特に昨今非常に注目されております遊休農地の状況について、この資料で御紹介させていただいたところでございます。

めくっていただきまして、「担い手への農地集積」ということで、2014年に農地バンク制度を創設して、現在、農地の集積・集約化ということで取組を進めておりますけれども、直近の数字で申しますと、担い手への面積の集積、担い手の利用面積のシェアが約59%になっているということでございます。

めくっていただきまして、「地域計画の策定」ということで資料をつけておりますけれども、昨年の通常国会におきまして、農業経営基盤強化促進法を改正させていただいて、これまで人・農地プランとして取り組んできたものを地域計画として法定化いたしました。今後、この法律は今年の4月に施行することになっておりますけれども、施行後2年間で各地域において地域計画を策定し、その中で目標地図も作っていただくということで、上の囲みのところに縷々書いておりますけれども、地域の将来の農地利用の姿を各地域できちんと話し合いをしていただいで決めていくということになります。

目標地図のイメージは、下のところに簡単な絵をつけております。こういったイメージで作っていただくわけですが、この地図の更新に当たっていわゆる農地地図を更新していかなければいけないわけですが、現在、農地サポートシステムの更新率が99.5%になっているといった状況でございます。

めくっていただきまして、「農地の位置づけ」ということで、農地法第1条の目的規定を掲載しておりますけれども、この目的規定を見ていただいで、改めて農地の位置づけというのを確認させていただいたということでございますけれども、いずれにしても農地は食料生産の基盤ということで、食料安全保障の議論の中でも根幹をなすものだと考えております。

めくっていただきまして、8ページは「農地法制の体系」ということで簡単に整理させていただきます。ゾーニングの関係で農業振興地域の整備に関する法律、個々の農地の利用権の関係で農地法、それから農業経営基盤強化促進法の大きく分けて3本の法律が基本的な農地法制の根幹をなしているということです。

めくっていただきまして、「優良農地の確保」ということで、農振法は先ほど申しましたように基本的にゾーニングの関係の法律でございますけれども、優良農地の確保について、このページにあるような仕組みで、現在、優良農地の確保を図る仕組みになったということで御理解いただければと思います。

めくっていただきまして、実際、農用地区域の設定・除外は市町村と都道府県の自治事

務となっております。そういった中で大規模な優良農地が転用目的で農用地区域から除外される事例というのが現在でも散見されるような状況にあるということで御紹介させていただいております。

めくっていただきまして、14ページは農地法の関係でございます。農地の権利の取得に関してどういった仕組みになっているかということで御紹介させていただいております。その中で、現在の農地法の仕組みは農地利用に着目した許可ということになっておりますけれども、いわゆる農地の利用権を取得する人の属性については考慮していない仕組みになっているといったことについて今後どう考えるかということで問題提起させていただいております。

めくっていただきまして、「営農型太陽光発電」の事例が最近増えてきておりますけれども、ただ、約2割のところでは下部農地で営農に支障が発生しているという状況もあるということで、こういった点について今後どう考えるかということで問題提起をさせていただいております。

めくっていただきまして、16ページでございますけれども、遊休農地に関しましても、昨今、制度を整えまして、そこにあるようなスキームで遊休農地について有効利用を図る仕組みとしておりますので、今後、こういったところについてしっかりと運用していくことが必要であると考えております。

めくっていただきまして、「6次産業化の進展」ということで、現在、農業法人は年々数が増えておりまして、その中で経営の規模もかなり拡大している中で、6次産業化に取り組む農地所有適格法人も増えてきているということで御紹介させていただいております。

次のページで、そういった中で「担い手の農業用施設用地に係る農地転用」の問題ということで、そこにありますように、現在は2 a未満の場合には転用許可が不要という仕組みを入れておりますけれども、農業法人の事業も多角化・高度化していく中で、こういったことについてもう少し柔軟に対応できないかという声もあるということで紹介させていただいております。

次のページでございますけれども、「法人経営体の動向」ということで、先ほど申しましたように法人が増えてきております。その法人の数の増加ペース以上に販売額、あるいは経営土地面積に占める法人のウエートが大変多くなってきているということで紹介をさせていただいているところでございます。

続きまして、20ページは現行制度の中で法人が農地の利用権を取得する場合にどういった仕組みがあるかということで、農地所有適格法人の関係、それから、一般法人でもリース方式であれば基本的に利用権の設定ができるということになっておりますので、その仕組みについて御紹介させていただいているということでございます。次のところで農地所有適格法人とリース方式で参入した一般法人の数の推移を紹介させていただいております。

次のページでございますけれども、農地所有適格法人が農業関係者以外の人から出資を受けているケースもあるわけでございますけれども、こういった要因でそういった形にな

っているかということで事例等を紹介させていただいております。取組の事例数も増えていくということが見て取れると思います。

次のページ、特に昨年から原材料の調達に非常に苦勞されているような食品産業も出てきております。そういった中で原材料を国産に切り換えたいというニーズも出てきている中で、今後、農業法人と食品産業等々の連携という観点からもいろいろな検討が必要だと考えています。

次のページですけれども、一方で、これも委員の皆さんが御案内のとおりでございますけれども、現場においては法人の農地取得に係る様々な懸念があるということで、具体的にどういった懸念があるかということでこの研究会の委員に説明をさせていただいたということでございます。

以上、農地をめぐる昨今の状況について、この資料を用いて説明をさせていただきましたけれども、次のページはこの研究会の今後の進め方についてということで、3つのテーマを掲げております。一つは農地の確保に関する国の関与についてどう考えるかということ。それから、農地の適正利用について今以上に強化する方策を考えるべきではないかということ。さらには、担い手の6次産業化、あるいは川下等との連携強化についてどう考えるかといったところについて、今後、議論を深めていきたいということでございます。

次のページに第1回の研究会で各委員の皆さんからいただいた意見を整理させていただいておりますので、御参照いただければと思っております。基本的には今後の食料の安定供給、食料安全保障ということを考えていく中で、農地の確保についてしっかりと対応していく必要があるだろうという問題意識の御意見を頂戴したかと考えております。

以上が研究会の関係でございます。

続きまして、27ページ以降でございますけれども、これまで御議論いただけてきた各事項についての現在の進捗状況ということで御説明させていただきます。

まず、農地の集積・集約化に向けた取組の関係につきましては、昨年の農業経営基盤強化促進法の改正において、目標地図を含む地域計画について基準を省令で定めることになっておるわけですけれども、この基準を定めるに当たって、農村現場の実態を十分に踏まえた上で農業を担う者の考え方、目標とする農地の集積・集約化等々について、農地の効率的かつ総合的な利用の姿に関する事項をきちんと定めるということで御説明させていただいておりますけれども・・・（音声途切れる）

○岩下座長 声が止まりましたが、回線が不安定でしょうか。少々お待ちください。

（中 断）

○村井局長 お待たせして大変申し訳ございません。ここからは音声だけですが、説明を簡単に続けさせていただきます。

○岩下座長 もう説明はほぼ終了しておりましたので、時間の関係もありますから、これから委員との質疑に移ります。委員からの質問に対して答えられる体制を農水省さんは整えてください。

○村井局長 大丈夫です。お願いします。

○岩下座長 大丈夫ですね。

それでは、農水省さんの接続が一応できたとのことですので、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いいたします。御発言の場合は「手を挙げる」という機能がありますので、そちらで挙手の上、お知らせいただけましたらと思います。また、御覧のような状況で時間を若干浪費しましたので、御質問は手短にお願いいたします。

では、いかがでしょうか。手が挙がりませんね。

それでは、座長の岩下ですけれども、1点、基本的な理解の部分として、農水省さんの資料の最初の集約率の考え方なのですけれども、この集約率自体はまさにここの議論にあるとおり、担い手による農地という定義だったと思います。もっと正確な表現を使ったほうがいいのか。農地集約率とは、担い手の利用面積と農地の面積の比ですね。

そうすると、担い手のいわゆる認定農業者等の指定によって集積率というのが変わってくるという理屈になるのだと思うのですけれども、これから80%を来年度に達成しなくてはいけないという状況の下で、認定農業者という部分の定義そのものというのはいじらずに、それらの人たちの利用率を上げるということになるのでしょうか。それとも、認定農業者の指定を増やすということで集約率を上げるという考え方はできるのでしょうか。この数字の読み方について御説明いただけませんか。

○村井局長 農林水産省でございます。

まず、今の集積率の目標は、座長からお話がありましたように8割ということで目標を立てておりますけれども、この8割に集めるいわゆる担い手として4類型あるということでございます。1つ目は認定農業者。2つ目として、認定新規就農者。それから基本構想の達成者、集落営農の4類型でございますけれども、この8割の目標というのが令和5年度までということになりますので、5年度までの取組の中では現在立てております担い手の範囲を変更するという事は考えておりません。

○岩下座長 分かりました。

では、あくまでもこの4類型の人たちが利用する面積をこれから1年以内に8割に到達することが目標であるという理解でよろしいですね。

○村井局長 そういう理解で結構でございます。

○岩下座長 かしこまりました。

それでは挙手がありましたので、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 御丁寧な御説明をありがとうございました。

基礎的なことかもしれませんが、何点か。特に農地のところ、農水省さんの資料で言えば大文字で12とか13と書いてある辺りですけれども、一つは優良農地の確保というところで、要するに農地の転用のところが自治事務だからということで国の関与がないので、意図しない形で優良農地がほかの目的に使われるのではないかというのは、ショッピングモールなどだと思うのですが、私は別件で例えばコンパクトシティなどの仕事をしているも

のですから、これは都市計画法の話なのですけれども、これから政府としては人口が減少する中においてできるだけ経済活動をむしろ町の中心部のほうに寄せていきたいという方針だと思うのですね。ぶっちゃけあまりこういう郊外のショッピングモールなどというのはこれから開発していてもどうなのだという議論は、立地状況にもよりますけれども、かなり問われると思うのですが、この辺りは自治体の観点からするとまちづくりと関わってくる話のように思うのですが、こういう農地の確保の話と、我々はコンパクトシティと簡単に言ってしまうのですが、まちづくりの辺りというのは現場ではどういう関係になっているのかということと、国がもし関与するとしたら、それは農地のところだけではなくて、恐らくその地域のまちづくりの在り方、要するに立地適正化計画などもあるわけなので、そういうまちづくりの在り方そのものに関わってくるような気がしたのですけれども、この辺りはどんな整理になっているのか、もし御存じでしたらということ。

あと、優良農地をつくるに当たって土地改良などでそれなりの補助金を投下して優良農地にしてきたとして、ある意味そこには国のお金が入ってくるわけではないですか。なのに、それが農地目的以外に転用されたということになれば、補助金の返還請求というのもあり得るのか。例えば文科省などが昔、学校以外のことに転用したときに補助金を返せという話があって、いろいろ問題になったことがあるのですけれども、そういう補助金をもし投下した場合、その返還請求というのはいくらもあつて、これも数少ない国の関与の仕方のような気がしたので、もしそういうものがあれば、お知らせいただければと思います。

あと、14ページの農地利用の違反の話なのですけれども、罰則はないのかなと思ったのですが、これは合っているのかどうか分からないのですけれども、一応農地法第3条の規定等に違反をした場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金というものもあるのですが、こういったものはどれくらいちゃんとやられているのか。つまり、違反は違反じゃないですか。なので、事後的に追認するという形ではなくて、ある意味ちゃんと法律に基づいて罰金を科すとか、罰則を科すということはやられているのか。現場でどのような対応になっているのかなということについて、実態ベースで教えていただければということ。

最後に簡単に一言だけ、これは上のほうに戻って8ページに行くと思うのですけれども、農地中間管理機構の役割とずっと言われてきているのですけれども、現状どんな感じというところとあれですけれども、農業委員会との関係も含めて農地中間管理機構の役割強化というのはこれからどういうふうになりそうなのかということについて教えていただければと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、農水省さん、大きく分けて4点ほどあったと思いますが、御回答をお願いします。

○佐藤部長 農村振興局の農村政策部長でございます。農振法を所管しておりますので、私から御回答申し上げます。

最初の土地利用のお話だと思いますけれども、今日の資料の12ページにあります「優良農地の確保（農振法）」ということで、当然都市計画というものと農業振興地域制度というものが調和しながらまちづくりをしていただいておりますので、基本的に農用地域として市町村が設定するわけですが、市町村が優良農地として設定したところは基本的には農業以外には使わないということですが、もちろん地元のニーズに応じてどうしても転用して市街化区域にするという場合は、都市計画と合わせた土地利用の調整というのをやっていただくという制度が既にできておりますので、それに従ってやってもらうという仕組みになっております。

そして、最終的にどうしても農用地域を農地以外のものに転用する場合は、12ページにありますけれども、除外要件というのがありますので、この除外要件を満たしていれば、転用して違うものに使っていくというのはできるという仕組みになっておりますので、既存の制度の中でも土地利用の調整というのをしっかりとやっていただけるような仕組みになっております。

それから、2つ目の補助金の返還については、御指摘のとおり、当然ながら農地の違反転用をするような方というのは、各種補助金の優遇措置を行うことは。

○佐藤委員 ごめんなさい、過去に払った補助金を返せという話です。特に一つは、例えば自治体が土地改良をやって優良農地になったのだけれども、それをアウトレットモールに転用したというのを認めた場合、その自治体に対して払っていたであろう補助金を返してくれという話とか、今の違反転用もそうで、違反者に対して支払っていた補助金を返してくれという、過去に払ったものを返せという話です。そういう事例がないなら結構です。そういう制度がないのか、あるいはそういう事例はないのか。つまりこういう違反転用、あるいはアウトレットモールに変わったところの土地には国の補助金は入っていないというなら、それはそれで事実確認としてお知らせいただければ結構ですし、補助金を返す仕組みはないのですというのだったら、それはそれで事実としてお伝えいただければと思うのです。

○佐藤部長 補助金を返す仕組みはございます。補助金を返す場合というのは、土地改良事業をやってから8年経過しないうちに転用した場合は補助金を返還していただきますという制度があります。

ですので、8年以上経過して10～20年たった後、転換しているというものはあります。

○岩下座長 では、3点目は違反の捕捉ということだと思います。

○新川課長 農村計画課長の新川と申します。

罰金や罰則の対応、いわゆる刑事的な処分をしたものにつきましては、令和2年度中の結果でございますと、全体で23件、面積で言いますと16ヘクタールの実績がございます。

○岩下座長 佐藤さん、よろしいですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。それは違反転用の全てに対して原則罰則をかけているという理解でいいですか。それとも実はそこまでではないというか、事後承認という話

があったと思うのですけれども。

○新川課長 基本的に悪質なものについては罰則というふうになっておりまして、その前に勧告をして元に戻してもらおうとか、是正の処分をするといった段階を踏んで、最終的に告発告訴という形で23件というように、段階を踏んで対応しているというのが現状でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○村井局長 4点目、よろしいでしょうか。

今後の農地の集積・集約化に当たって農地中間管理機構の役割をどう考えるのかという御趣旨の御質問だったかと考えておりますけれども、今年の農業経営基盤強化促進法の改正の中で御説明させていただきましたとおり、地域計画を法定化いたしました。

そういった意味で今後市町村が地域計画を策定するということになりますので、将来の地域農業の在り方の絵姿については市町村が中心になって、目標地図につきましては農業委員会が素案をつくることになっていきますので、市町村段階でしっかりと地域の絵姿を描いていただくことになっていきますけれども、その絵姿を実現するために農地の集積・集約化、権利移動を含めて具体的に動かしていかなければいけない。

その点については、引き続き農地バンクの仕組みを基本としてやっていくということになるかと思えます。改正農業経営基盤強化法の中で農用地利用集積等促進計画ということで、これまでは市町村がつくる計画と農地バンクがつくる計画の2本立てだったのですが、これを一本化いたしまして、基本的には、具体的に権利移動を動かしていくところについては農地バンクを基本としてやっていくということで今後は取り組んでいくと考えております。

○岩下座長 佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。取りあえず大丈夫です。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 御説明ありがとうございます。

冒頭に村井経営局長がおっしゃったように、農地政策は農業政策の基本中の基本でありますし、農地の集積・集約化で農業の生産性を向上しない限り、自給率の向上はあり得ないと理解しております。

また、本日の資料の9ページに書かれている令和4年の農業経営基盤強化促進法を4月1日に施行ということですが、これに関連して地域計画をつくることを求めたのは、本格的農業経営者への農地の集積・集約化を円滑・迅速に進めるためであると理解しております。

したがって、地域における農業者の話し合いを強力に進め、農地バンクの枠組みを活用して農地流動化の方向性を出していくという話し合いのプロセスが非常に重要であって、計画策定にこだわり過ぎてかえって目的を損なうことがないように運用していただきたい

と思っております。この観点で3点質問いたします。

まず1番目の質問ですが、この地域計画の策定が本格的農業経営者への農地の集約化につながるためには、本格的農業経営者が計画策定の中心になっているべきと考えますが、そのような体制になっているでしょうか。

質問の2番目ですが、計画の協議に新規就農を希望する個人や法人、企業やほかの地域の農業者が参加できるように、そこは担保されていますでしょうか。新規参入したい人がなかなか農地を見つけられないという状況が続いております。農地バンク法から借受けを希望する者の募集に関する規定が廃止されますが、公募が禁止されたわけではありませんし、改正法にも農地の借受けを希望する者の意向を広域的な見地から把握と規定されておりますので、農地バンクが借受け希望者を公募するということは今後も行われてしかるべきではないかと思えます。実際に農地バンクが借受け希望者を公募したり、この計画の協議に新規参入希望者が参加できることをどういうふうに担保されているのかということが2番目の質問です。

最後の質問ですが、先ほどの御説明で市町村が中心になって地域計画を策定していくというお話でしたが、なかなかこの策定も容易でないということは想定されることです。しかし、地域計画が策定できなければ農地流動化が進まないということでは本末転倒であると思えます。

したがって、先ほども御紹介があった令和4年の農業経営基盤強化促進法23条の2で農用地利用規定の特例というのが設けられており、当該対象農用地について、農地バンク及び所有者等の3分の2以上の同意を得た場合には、農地の貸付け等の相手方を農地バンクに限定できる仕組みが導入されているところだと思えます。

今後、4月1日から始まる農業委員会における計画策定の話し合いにおいて、今申し上げたような農地バンクへの一括貸付けの枠組みなど、農地バンクを活用した農地流動化が進むような働きかけを農水省でされているかどうか、これが3つ目の質問でございます。

よろしく申し上げます。

○岩下座長 では、農水省さん、御回答をお願いします。

○村井局長 まず、1点目でございます。林専門委員から御指摘があったように、将来地域農業を担う担い手もきちんと参加した形でこの地域の話し合いをやっていただくことは非常に重要だと考えております。

我々は現在、各地域で説明会等を繰り返しながら今後の地域計画の策定に向けて、国としての支援に取り組んでおるところでございますけれども、この中でも当然地域計画の策定をしていただくに当たって本格的農業者は一つの中心になりますけれども、当然関係機関にも御参加いただき、また、今お話があったように、将来地域の農業を担う農業者等の意向をきちんと把握しながらやっていくところは非常に重要ですので、引き続きそういったことについてきちんと説明をしていきたいと考えております。

それから、新規就農者等への配慮ということでお話がございました。我々も問題意識と

いたしまして、確かに人口減少は進んでおりますので、既存の地域の皆さんだけではなかなか地域の農地を有効に活用することができないという事態も発生してくると思っております。そういった意味でも、地域外からも受け手を探していくことは非常に重要だと考えております。

地域外の受け手につきましては、まず農地バンクに現地コーディネーターというのを置いておりますけれども、この現地コーディネーターが地域外の受け手の情報を収集して農業委員会等に提供するといったことや、地域外の受け手候補が目標地図に関する情報、農地の利用情報ということになりますけれども、これを的確に得られるように、今年度末までに農地情報データベースを整備するといった取組を進めております。こういったことによって目標地図への位置づけを進めていっていただけるように、我々としても引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○望月課長 3点目の一括貸付けの話でございます。農地政策課長の望月でございます。

今、林専門委員からお話があったように、地域でまとめて農地を一括で農地バンクへ預けてもらうよう働きかける取組というのが、例えば愛知県の豊田市、兵庫県の相生市、それから石川県でも行われています。こういった優良事例について、我々としては横展開ということで、地域で一人一人でも大変なので、まとめて預けてくださいということの説明会の中でもお話しさせていただいています。まとめて預けた際のメリット措置といたしましては、例えば農地の整備をする土地改良事業を行う場合に、従来であれば農家の方が事業費の8分の1を負担しなくてはならないのですが、これを全部国が肩代わりする措置、あるいは農地バンクから一括して地域にまとめて・・・（音声途切れる）

○岩下座長 また音声は切れましたか。つながりませんね。

農水省さん、声は聞こえておりますか。

○望月課長 聞こえております。

○岩下座長 では、続けてください。そちらの音声は大丈夫ですね。

○望月課長 はい。

○岩下座長 今、3点目の途中までだったと思います。

○望月課長 3点目でございますけれども、一括して地域でまとめるということは大事なものですから、愛知県豊田の事例や兵庫県相生の事例といったところを説明会を通じて紹介しています。紹介する際には、メリット措置として、通常はまとまった農地を整備する場合には土地改良事業になります。これは農業者が事業費を8分の1は負担しなくてはならないのですが、この負担を全部国が肩代わりする事業の紹介ですとか、農地バンクが奨励金を配るといったメリット措置をお話しさせていただいているところでございます。

○岩下座長 林専門委員、いかがでしょうか。

○林専門委員 ありがとうございます。

データベースの整備で新規就農希望者のマッチングを進めるとか、一括貸付けの好事例を横展開するなど、大変いいお答えをいただいたと思いますので、ぜひともこの話し合い

のプロセスで農地の集約が進むように今後も進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、南雲専門委員、お願いいたします。

○南雲専門委員 ありがとうございます。

いろいろと説明は分かったのですが、頂いている資料のデータが過去から現在までアズイズしかなくて、ここからどこに行くのかというトゥービーのところがないままで議論をやってもやはり抽象的な議論になるのだろうと思うのですね。

足元でウクライナの問題があって、食料安全保障の問題が怪しくなっている。これまでも農業の担い手の問題があるとか、6次産業化が思ったように進まないとか、いろいろな足元の問題はあるのですが、この数字を将来に対してプロジェクションしたときに総体として何が言えるのかという観点がまず必要であり、そこからどの規制を、もしくはインセンティブを付与するという議論をしていかないと、議論としては最終的な終着点にたどりつかないのだろうと思うのですね。

なので、アズイズの議論だけではなくて、計画であり、プロジェクションであり、ゴールを設定していない場合はゴールはここだということに対して今の規制でどうすべきなのかという議論の立て方で資料をもう一回作っていただくことはできないのかなというのが率直な意見です。

以上です。

○岩下座長 農水省さん、いかがでしょうか。

○村井局長 御指摘ありがとうございます。

冒頭に紹介させていただきましたように、現在、食料・農業・農村基本法の検証作業に着手しております。南雲専門委員から御指摘があったような観点は非常に重要でありますし、当然我々は20年後、30年後、40年後と先を見越して今後どうするかということを考えていかなくてはいけないということになりますので、その作業の中でも当然今御指摘のあったような点を考えていかなくてはいけないと思います。この点につきましてはまた追って後日御相談をさせていただきたいと思います。我々としても可能な限り提供させていただけるものは提供させていただくということで検討を進めてまいりたいと思います。

○岩下座長 南雲専門委員、よろしいでしょうか。

○南雲専門委員 それでよろしくお願ひします。テクノロジーはどんどん変わっていくので、その辺もしっかり見込んでいただければなと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、ここで金丸構成員が御所用により退席されますので、退席される前にこれまでの議論を踏まえて一言お願ひできますでしょうか。どうぞよろしくお願ひします。

○金丸構成員 ありがとうございます。一足先に退室するものですから、先にお時間を

いただきましてありがとうございます。

それでは、コメントさせていただきます。農業従事者の減少や高齢化が加速する中で、食料安全保障の観点からもこれまでの農業改革を停滞や逆行させることなく、輸出拡大による生産拡大、自給率向上に取り組みながら、さらに日本の農業を成長させていかねばなりません。

その主役は、若者と農業経営の法人化です。法人化を進め、若い人が農業で働きたくなるような環境をつくっていくことが重要です。社会保障を充実させるとともに、働きやすい労働環境を実現し、やりがいがあって高い収入、給料が得られる農業経営を実現していかなければなりません。農業を選択してくれた若者が普通のベンチャーのように上場できるようにすることが重要です。今の制度では上場できません。農業を選択したら夢を実現できないということはあってはならないと思います。

また、単に規模拡大だけではなく、集約化、スマート化、6次産業化、輸出拡大などによる生産性・付加価値向上を図る必要があります。

そのために、デジタル技術や新しいビジネスモデルなど、現在の農業界に不足しているものを補っていくことも重要です。このため、法人化の推進とともに、農業を行う法人が柔軟で多様な選択肢が選べるように農地法制などの制度を見直していただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑を続けさせていただきます。青山専門委員、お願いいたします。

○青山専門委員 ありがとうございます。ちょっと遅くから入りまして、申し訳ございません。

私ももう一度農地バンクのことをお聞かせいただければと思います。地域計画や目標設定、法制化ということでかなり体制が変わると思うのですが、市町村や農業委員会との連携が深まると先ほどお聞きしました。

一方で、農地バンク、機構はかなりマンパワー不足で、農地に非常に詳しい人がいてくれたらもっと動くんですけどなという生産者の話も聞きますし、手続が煩雑であるということ、そしてまだ農家の中に拒否感というか、土地を出していくことに対する抵抗感があって、いい農地がなかなか借り手には行かないという現実があると思うのですね。

そこを人・農地プランから地域計画に変わると言っても機構の今の問題点をちゃんと直視しないと、器が変わっても結局は中身が変わらないのではないかなとちょっと危惧しております。

2023年までに8割というのは相当厳しい目標だと思いますので、うまくいっているところの横展開というのはもちろん大事なのですが、うまくいっていないところの横展開もしておく必要があると思うのですね。なので、農地バンクがなぜ目標に行かなかったのかという検証であるとか、今後体制を強めていくために手だてを打つことが必要だと思うので

すけれども、農業委員会もかなり忙しくなってくると思いますので、予算措置や人の配置といったことをお考えなのかどうかということをお聞かせいただければありがたいです。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、農水省さん、お願いします。

○望月課長 農地政策課長の望月です。

今、青山専門委員からマンパワー不足の御指摘をいただきました。農地バンクを総括したときに、やはり県庁所在地にあるということで、なかなか現地とは遠いところであり、情報が伝わりにくいという欠陥があったと思っています。

現在、農地バンクには現地コーディネーターという形で2～3市町村に1人が張りついているところでございますが、現地の機能を強化していくことが大事だろうということでありまして、例えば令和3年度は現地コーディネーターの方が一県平均11人でした。それを令和4年度予算で1県16人に増やし、令和5年度で19人に増やしております。このように現地コーディネーターのところを厚くしていく。そして本部の仕事はできるだけ外部にアウトソーシングしていくということをやっていきたいと思っています。

その中で、本部は本部でそれでいいということではなくて、やはり県と密接な連携が必要でございますので、地域協議会というものの前に県庁段階の協議会というのをしっかりつくっていただいて、まず県庁と農地バンクという県段階の組織を横断的にする。そういった情報を、今度は地域協議会、市町村段階に下ろしていくということで、市町村と県段階の結びつきをしていきたいと考えています。

○岩下座長 青山専門委員、いかがでしょうか。

○青山専門委員 ありがとうございます。積極的な動きがあるということはとても期待しております。

あと、やはり生産者の方の抵抗感というのも、そういったコーディネーターの方が積極的に動いてまとめていただくような御尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。私からは1つだけ。

先ほど南雲さんからも「AsIs」はあるが「ToBe」がないという御指摘がありました。今回、地域計画をつくってもらったに当たっては、まず現状の全体像を正しく定量的に把握することが大事です。その上で、施策の効果が計画通りに得られたんかどうかを検証し、効果が得られなかった場合は、何が問題だったかを検討し、施策の見直しを行いというPDCAのプロセスが必要です。

例えば、整備した筆ポリゴンや農地ナビを有効活用すれば、全国の農地の現状が分かりますし、若干タイムラグはあるけれども、施策の効果が得られたかどうか、手間をあま

りかけずに半自動的に把握できる可能性があると思います。筆ポリゴンなどの有効活用を農水省として計画の策定や検証に使う予定があるのかどうか。もしないのであれば、阻害要因は何かを教えてくださいと思います。

この辺りは小針専門委員がお詳しいと思いますので、農水省さんの回答の後に、もし何か補足があれば、お願いします。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○岩下座長 農水省さん、いかがでしょうか。

○望月課長 まさに村上専門委員がおっしゃるとおりでありまして、農地の集積は集約化、つまり団地化を図っていくためには、筆ポリゴンのデータが非常に必要になる。これと航空情報をちゃんと取ったものと、農地台帳、さっき農地ナビの話が出ましたが、うまく連携をさせていくことが大事だと思っていますので、我々はそういった筆ポリゴンの情報を基に地域計画の中で集約化の目標をつくっていただくことが大事だと思っています。

現在、この点を地方に説明しているところでございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

耕作者や所有者の変更記録が、実際の変更よりも1年後になってしまうという時間軸での影響は特にないと考えるよろしいですか。

○望月課長 まさに耕作者の変更については、今、農地ナビの更新を随時できるように、例えば私たちはeMAFF申請システムというのをつくっていますので、そういった電子データを使いながら適宜更新していきたいと思っています。

○村上専門委員 ありがとうございます。

急に振って申し訳ないのですけれども、小針専門委員から何か補足やアドバイスがあれば、お願いします。

○小針専門委員 基本、今農水省さんがおっしゃった流れで大まかには進んでいるのだろうなと思います。

ただ、1つちょっと気がかりなのは、このシステムをどこまで一元化してやっていけるかということです。現場を見ていると、別のシステムが動いている県と、そうでない県で、システムの統一化に向けては課題があるかもしれないなというのは少々懸念するところです。

○村上専門委員 いきなり振ってすみませんでした。ありがとうございました。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

続いて、御手洗座長代理、お願いいたします。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。

私は法人による農地取得に関する農村現場の懸念払拭措置として具体的にどういったことをされる御予定なのかということをお伺いしたく思います。

といいますのも、農林水産省さんの資料の「法人の農地取得に係る農村現場の懸念」というところで、撤退や違反転用、産廃置き場化といったことが挙げられているかと思うの

ですけれども、こうしたことは本質的には、農地の所有者が個人事業主であろうと、法人であろうと、起き得ることだと思うのです。所有者が法人になり、資本構成なども必ずしも地元の人だけでない、といった状態になったときに、いままでと違うためなんとなくどうなるのか分からなくて怖い、という漠とした不安というのが現場にあるということなのかなと思うのですけれども、問題の本質としては、別に個人であろうが、法人であろうが、水管理や違反転用の問題というのは起こり得ることなので、これは具体的にどういった御説明や御活動をして、懸念払拭をされていくのかお伺いできますでしょうか。これが1つ目の質問になります。

2つ目は、もし農水省さんが御存じでしたらという感じなのですけれども、先ほどショッピングセンターに関する事で佐藤委員からもお話があったように、特に山間部などは、むしろ買い手がいない、農地転用を恐れる以前に法人であろうが個人であろうが、そもそも買いたい人が少ない、ということもあるのではなかろうかと想像するのですけれども、本当にそこが売り手市場になるぐらいいろいろな人が農地を買いたがっている、転用してでも買いたいみたいなニーズが強い、という情報はあるのでしょうか。お伺いできればと思います。

○岩下座長 農水省さん、お願いします。

○村井局長 経営局長でございます。

1点目について、私からまずお答えさせていただきたいと思います。懸念払拭の関係は、御手洗座長代理から御指摘いただいた点はごもっともだと考えています。具体的にこの点についてどういったことを考えていくかということに関しましてはこれからの議論ということになりますので、今日この場でなかなか具体的なところは申し上げにくいところがあります。その点は御容赦いただきたいと思うのですけれども、一方で、法人が入ってきた場合に現場でどうしてこういった声が出てくるかとかいう点でございますけれども、日本の場合は委員の皆さんの御案内のとおり、水田農業がもともと中心であったということもあって、特に集落等の地域単位でいろいろな活動をしながら地域農業を維持してきたという歴史がございます。

そういった意味で、従来から農業に従事をされてきた皆さんの中では、地域の中で顔が見える関係でこれまで地域農業を維持してきたという感覚が非常に強いのだと思っております。そういった中でこれから個人も含めて外部からの参入ということについて進めていかななくてはいけないというのは、我々も先ほど御説明させていただいたとおり、そういった問題意識を持っているのですけれども、伝統的にはそういった現場感覚というのが非常に強いということがあるのではないかなと思っております。

そういったことも含めて、今後地域農業を維持していくためにはどうしていくのかという点で、地域の皆さんの意識改革も含めて進めていかなければいけないということもあるのではないかなと思っております。いろいろな現場の声を我々としてもさらにお聞きしながら、こういった点についてどうやったら前向きに進めていけるのかということについて検

討したいと考えております。

1点目は以上です。

○御手洗座長代理 つまり、具体的に何をやるかはこれから検討しますということですか。懸念払拭の必要性は理解しているが、何をやるかはまだ決めていないのでこれから考えます、ということをおっしゃいましたか。

○望月課長 特に制度面についてどういったことを手当てしなければいけないかということについては、具体的にはこれから検討していきたいと考えております。

○御手洗座長代理 制度面はそうだと思うのですが、懸念払拭に係ることについて現場の意見を伺いながらというところは理解したのですが、今おっしゃられたような意識改革といいますか、懸念払拭に関してどういったことをやっていくかというアクションプランは今の時点ではないということですか。

○村井局長 そういったことについてもこれから検討を深めていきたいと考えております。

○御手洗座長代理 そのアクションプランはいつ出てくるのですか。

○望月課長 今日の資料で御説明したのですが、これからの地域は地域計画をベースに考えていこうということで我々は申し上げました。つまり地域の農業をどうやって誰が担っていくのか。そのためには、地域の人だけでなく場合によっては地域外の人も必要だろう。ですから、この地域計画の中でどうやってビルトインしていくのかということこれから考えていくことなのかなと。

○御手洗座長代理 いつまでに考えるのですか。というのも、やることの中に去年くらいから現場の懸念払拭というのがずっと書いてあると思うのですね。深めていただいているのだと思うのですが、いつまで深めて、いつ具体的なプランが出るのでしょうか。毎回現場の懸念払拭について検討していきますということだけ伺っているのですけれども。

○村井局長 今、望月から説明させていただいた点につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、改正農業経営基盤強化法に基づく地域計画を今年の4月に法律を施行して、令和6年度までに策定していただかなければいけないということになりますので、その中で具体的な地域の話し合いという点につきましては、様々な取組をそれぞれの地域で進めていただくということになるかと思えます。

○御手洗座長代理 一旦令和6年3月末までにプランが出ると思っていいですか。

○村井局長 7年の3月末までにそれぞれの地域で地域計画を策定していただくということが法定されているということですので。法律で定められているところでございます。

○御手洗座長代理 それは各地域の地域計画ですね。

○村井局長 そうです。

○御手洗座長代理 では、懸念払拭については農林水産省さんのイニシアティブは特になくて、各地域に考えてもらうということですか。

○村井局長 先ほども言ったとおり、意識改革的な部分につきましては、これから地域計画を策定していただく中でそれぞれの地域で話し合いを進めていただくということです。

○御手洗座長代理 意識改革というのは自分でできるのでしょうか。各地域に考えてもらうといっても、その各地域は、さっきおっしゃられたように、顔が見える環境でこれまでやってきたので、顔が見えない人が入ってくるのは心配だねと思っているのですよね。その意識改革というのは第三者が入らないとできないのではないですか。自分たちで意識改革してください、その計画を立ててくださいと言っても意識は変わらないですよ。

○村井局長 そういった意味では、繰り返しになりますけれども、新規参入者にどうやって農地を配分するかということも含めてこの地域計画の中でつくっていただくわけですが、具体的には市町村が実際に中心になって策定作業を進めていただくということになります。我々は市町村とも説明会を通じていろいろな対話をしながら、具体的にどういうふうに進めていくか、現場のそういった悩み事も聞きながら、こちらからもいろいろなやり方を提案しながら、説明会等々を含めて進めておるところでございますけれども、そういった意味で全く地域の住民の皆さんに全てを委ねるということではなくて、市町村中心に自治体等行政も関与した形で地域計画というのは策定を進めていただくこととなりますので、そういった点について、我々としては市町村の職員を含めて関係機関のメンバーにそういった意識というのはしっかり持っていただいて、今後の地域農業の在り方を考えるに当たって外からの人材を入れていくことも重要だということも含めてきちんと話をさせていただきながらこの取組を進めていただきたいと思いますと考えております。

○御手洗座長代理 では、その計画をつくる過程で、懸念払拭の部分は市町村にやってもらいたいということですか。

○村井局長 必ずしも市町村だけということではもちろんありませんけれども、この作業に関わってくる関係者一人一人がそういった問題意識を持ってもらうということは非常に重要だと考えているということです。

○御手洗座長代理 分かりました。一人一人が問題意識を持つことは大事なのですが、農水省さんが何かやることも大事だと思います。具体的なアクションとして説明会などを市町村からやってもらうというお話が出ていたかと思いますが、そういうものも具体的な行動の一つだと思うのです。懸念払拭に関して何をやるのかということも今後のフォローアップの中で引き続きお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私からは以上です。

○岩下座長 御手洗座長代理、どうもありがとうございました。

御手洗座長代理の御指摘は大変もつともであって、これはそもそも今回の農業経営基盤強化促進法等の見直しが出て、おっしゃるような形で各地域で計画を立てることになったわけですが、そもそも最初の平成25年の頃から地域に任せて大丈夫なのかということが問われてきました。まさに今、農水省さんから御説明いただいたとおり、新規参入は推進したいのだけれども、地域農業は新規参入を拒む性格があるので、地域農業を守らなくてはいけないから、実際には新規参入はさせたくないという気持ちがにじみ出ている。そ

ういう二律背反を政策で進めようと思っても、それは進まないですよ。ずっと地域に任せてくれと言ってきて、地域に任せて全然進まなかったわけでしょう。そういう実態はみんなよく知っています。だからこそ法人がきちんとした形で参加しないとにつきもさっちもいかなくなっているのが現実なので、そこに対してどう考えるか、地域の人たちをどう説得するか、というところに農水省さんが知恵を絞る部分があるのではないか。そういう御指摘なのだとは私は受け止めました。ぜひそれについては前向きに検討していただきたいと思います。

時間が若干押していますが、小針専門委員、佐藤委員の順に御発言をお願いしたいと思います。まずは小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 小針です。御説明ありがとうございました。

今の論点とも関連はするのですけれども、まず、正直、現場の状況も知っている人間として、この目標を達成するということに対して、制度を変えたから本当にそれでいけるのかというと、現実是非常に難しく、地域の意向という話もありますし、今後のことを考えると、今の農業経営の状況で本当に担い手が引き受けられるのか、というのもあるので、目標を達成するしないということはまず脇に置いておきます。そのうえで、今の仕組みのことを考えたときに機構法が成立して機構ができた、それ以前の仕組みではどのようなもので、その下でどういう推進をしていたのか。それが機構法ができたことによって、まず当初はどういう枠組みで、貸借の仕組み、実際のマッチングはどのように行われたのか。その後、結局現実に合わせて、様々運用を変えていったり、基盤強化法の改正など、制度の枠組みも変わる中で今の仕組みになっていますが、制度と運用の両面でこの間、どのように変わり、そのなかでどのような課題があるのかを整理し、検証することが必要だと思います。

○岩下座長 今のは農水省さんへの質問というよりも全体へのコメントですね。

○小針専門委員 そうですね。

○岩下座長 かしこまりました。委員の皆さんに対してのコメントでした。ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 私もコメントに近いかなと思うのですけれども、先ほどから御手洗座長代理や小針専門委員からも指摘があったとおり、そしてもちろん岩下座長からもお話があったとおり、現場の懸念払拭というときに気にしなくてはいけないのは、これからの農業を担うのは必ずしも今いる人たちではないということだと思うのですね。よく現場の意見というけれども、現場の意見というのはまさにイコール既得権益の意見なのですよ。

これはこの間の経済財政諮問会議の特別セッションに呼ばれて、そこでも規制改革絡みで申し上げたのですけれども、新しい時代には新しい担い手が必要なので、今いる人たちが頑張るという考え方はそもそも改めないといけないのだと思うのですね。だから、いかに新しい担い手が参入しやすい環境をつくるのかというところに問題意識を持つべきであ

って、結果として担い手がいませんでしたはなしなのです。これは別のワーキング・グループでも言うのですけれども、とにかくどうやったら新しい担い手が入って来やすい環境をつくれるかというところを考えるべきで、そのときには2つあって、どういう問題が一番近いかなと一生懸命考えたのですが、一つは観光かなと思って、観光も最近例えば中央資本であれ、外国であれ、いろいろなところで要するに新規参入があるわけで、やはり現場にこれまでいた人たち、地元の旅館業などは圧迫されるので、当然のことながら嫌なわけですよ。だけれども、それをこれからはインバウンドの時代だよねということで共通目線をつくって、新しい担い手、つまり外部のそういう新しいペンションであれ、ホテルであれ、そういった人たちの参入を認めてきたというのがあるわけで、例えばそれをうまくやっているところはDMOなどを使ってうまくやっているところもあるし、できていないところもあるのですけれども、農業委員会なども含めて、中立委員というのものですけれども、外部の人、つまりその地域ではない人の目を入れるということを徹底的にやるべきなのではないかと思うのです。農業委員会やこういう意思決定をする場にその地域の中の第三者ではなくて、本当に外の人、できれば外国人を入れてみるというやり方があっていいのかなと思いましたというのが一つ。

それからもう一つ、地方に任せていてなかなか進まないのはそのとおりで、かといって国があればこれも関与するのも難しいよねというときに、だからという感じになるかもしれませんが、都道府県にもう少し主体的な役割を働かせてもいいのではないかな。都道府県というのはすごく中途半端で、現場には近くないのですよ。ただ、こういうときは結構よくて、現場に近くないだけでもうちょっと俯瞰的なものが見られるわけで、つまり農業政策としたときに、我が県における農業政策はこうだ、だからこそ新規参入を認めなくてはいけないのだという方向になり、おらが村の世界ではなくてもう少し目線を上げて議論ができる主体だと思うのです。

だから、もちろんこういう現場の懸念払拭というときには市町村の役割も重要だと思うのですが、何といたってもそこにいますからどうしても市町村は現場のほうに目が行くので、もう少し目線を上げるという意味では、東京都はないと思いますが、道府県にもう少し役割を求めてもいいのではないかなと思いました。

コメントです。以上です。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

一通り皆さんに御発言いただいたと思いますので、私も随時発言してまいりましたが、ちょっとだけ取りまとめのコメントをさせていただきたいと思います。

まず、基本的に私は農業というのをできるだけ普通の産業と同じように発展させることが大事だと思うのです。日本国内において様々な産業が発展してきました。どの産業も立派に収益を生み出して貢献しているわけですよ。もちろんいろいろ苦勞はありますけれども、担い手がもういなくなってしまうのではないかな、もうこの10年間で7割も減った、という状況になっている産業というのはあまりないですね。政策的にそうなる石

炭産業みたいなものはしようがないと思うのですけれども、農業というのはどちらかというところ政府も一生懸命振興しようとしています。保護しようとしています。我々にとっても大事なものです。国内で採れた国産の食料品というのは一般の消費者にとって極めて価値の高いものであって、これらをすべて輸入する国にはしたくない。国内できちんと信頼できる食料を生産していただきたいというのが消費者としての願いでしょう。

およそ先進国は、農業生産を極めて効率的に行なえるというのが世界の常識です。先進国というのは大体農産物の輸出国ですからね。なぜ日本の農業だけそういう世界の常識、産業の常識から外れてしまい、高齢化で担い手がいなくなって、このままだと日本の食料生産を担う農業自体がなくなってしまうのではないかと心配する状況になってしまったのか。これはある意味でとても不思議な現象だと思います。

決定的に問題なのはやはり金丸構成員、あるいは御手洗座長代理などもおっしゃっていましたが、法人化です。現在、日本で自動車を作っているのは、家電品を作っているのは、あるいはデパート、スーパーを営んでいるのは誰ですかということ、全部法人なのです。個人でやっていますというのはすごく小さな小売店とか以外にはないわけでしょう。基本的には全て法人が関与することによって実行されているというのが日本の経済、あるいは世界の農業の常識だと私は思います。それを日本はあえて規制によってそうしないようにさせてきた。結果として今の日本の農業が担い手がもういなくなってしまうという状況になってしまっている事実を認識すべきだと思うのです。

だとすると、必然的に農業を法人を含めた新規参入の人たちに担ってもらうことが必要です。申し訳ないけれども、そのためには地域農業を維持するという発想は我慢してもらおう。新規参入を受け入れないという意味での地域農業であれば、それを大事にしていたら日本の農業が全部滅びますよ。日本の農業を生き残らせるためには地域農業ではなくて新規参入を取るべきです。その切换えをしないまま、中途半端なままでどちらも取ろうという形でどっちつかずなことをやってきた結果、今の現状を招いているのだと思います。

ここについては、そういう問題意識を持っていらっしゃる方は国会の議事録やいろいろな提言を見ても皆さんがそうおっしゃっているので、何も変わらずそうならなかったということは、ある意味で既得権益を守る力がいかに強かったかと。その中で農水省さんもそういう力に絡め取られてしまって現状を変えることができなかったという結果なのだと思います。のですけれども、さすがにもう後がないので、変えざるを得ないと思います。

その意味では、もうちょっと待ってください、もうちょっと待ってくださいというのをずっと続けてきた結果、担い手がなくなってしまうたらそれこそ続かないので、待てないと思います。その意味では、御手洗座長代理がおっしゃるようにできる限り早く、もちろん法律での地域の計画というのがありますが、それに並行して全体としての方針をどうやって変えていけるかということを考えていくべきだと思います。農水省さんの中で未来を見ていらっしゃる方々は当然考えているところだと思いますけれども、それをぜひ積極的に政策に出していただきたいと思います。

というのが私の個人的な意見で、今日の皆さんのヒアリングで出た意見を座長として取りまとめたコメントを申し上げさせていただきたいと思います。

まず、農業従事者が減少して高齢化が進む中で、農業生産自体を維持・拡大していくためには、経営の規模拡大、高付加価値化、そして農業従事者の受け皿の創出、これらのものが極めて大事です。効率的な農業経営を実現する法人化を推進することは不可欠だと思います。

最も重要な経営基盤である農地がそもそもあちこちに分散されて、その移動がすごく大変だという状況においては、事業拡大の効果も機械化、あるいはDXということが今日いろいろ出ましたが、それらによる生産性の向上も極めて限られたものになってしまいます。

このために、農地の集約化、いわゆる集積率というのは単に担い手が利用している比率だけですので、実質的な集約化ですね。資料の中にもありましたけれども、できるだけ移動しなくても同一の管理を広い農地に対して行うことができるということで、同一の利用者による農地が1か所に固まっているという状態が集約化されていると普通の言葉では言います。その状態を実現するために、既得権益、あるいは様々な人たちの既存の先祖代々のというのがあるとは思いますが、日本の農業を守るための政策として強力に進めていただくことが必要不可欠だと思います。

その上で、実際に事業拡大や生産性の向上を進めるためには、法人の資金の調達手段、金丸構成員もおっしゃっていましたが、そもそも今のままの株主構成に制限がかかっている企業というのはIPOができませんから、資金調達できませんので、農業ベンチャーをしている人たちは決してIPOの利益を得ることができないので、そういう状態から法人の資金調達をより柔軟にするようなもの、あるいは経営の多角化ですね、農業だけやっているのではなくて様々なことをやるということが可能なようにすることが非常に大事です。

そのための一つの手段として農地転用許可手続の緩和、これは野放図な違反転用を容認するのではなくて、ちゃんとした制御の下で農業の活性化のための転用というのを上手に進めていくことが大事なのではないかと思います。

また、営農型太陽光発電制度などの検討が必要など、いろいろありましたけれども、これらについてはもちろんSDGs、再生可能エネルギーという議論は大事ですので、これと農業というのを上手に両立させていくのは当然必要だと思います。

ただ、いずれにせよ日本の農業が今置かれている話は非常に待ったなしの状況です。農林水産省さんは、今やっている施策がトウモロコシ・トウモロコシと言われてしまわないように、迅速にかつ思い切った措置を講じていただく必要があります。本日の議論を踏まえてさらに検討を進めていただきたいと思います。本ワーキング・グループとしても、農地法制の在り方、農地の集積・集約化など、本日取り上げた議論について夏に答申を行いますので、その答申に向けて引き続きフォローアップしてまいりたいと思います。

農水省さんにつきましては、御参加ありがとうございました。

議題1につきましては以上とさせていただきますので、議題1の関係者の皆様はここで

会議から御退出ください。

(議題1関係者退室)

○事務局 次の議題に進めていただいて大丈夫になりました。お願いします。

○岩下座長 それでは、議題2に入ります。

議題2は「規制改革ホットラインの処理方針について」です。こちらについては事務局から御説明をお願いします。

○事務局 資料2を御覧ください。本日は2件でございます。

1件目が「獣医師以外による家畜の採血の解禁について」というもの、もう一つが「農地振興地域の整備に関する法律の見直し」ということでございます。

資料2の1枚目でございますけれども、家畜の採血の解禁については、講習等を行うことにより採血業務を認めることは困難ですというのが農水省の回答になってございます。こちらにつきましましては、△ということでも再検討の要否を判断するために事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項とさせていただければいかかと思っております。

もう一つの農地振興地域の整備に関する法律の見直しについては事実誤認ということでもございますけれども、農地振興地域の整備に関する法律というのは本日のワーキングでも御議論いただいたテーマでございまして、このテーマ内容ということよりも、この法律の見直し自身は本日のワーキングでも御議論いただいたことでございますので、◎ということでも検討を行う事項という位置づけではいかかと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、規制改革ホットライン処理方針については事務局資料の提出のとおり決定いたします。

それでは、これにて会議を終了いたします。若干延びてしまいまして申し訳ございませんでしたが、本日は誠にありがとうございました。